

令和6年度 第4回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和7年3月25日（火）午後1時30分から午後2時29分まで

場 所：文京シビックセンター3階 障害者会館A+B会議室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 令和7年度高齢者あんしん相談センター運営方針について

【資料第1号】

- (2) 文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

【資料第2号】

- (3) 文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

【資料第3号】

- (4) 高齢者あんしん相談センター富坂の一時移転及び運営法人の変更について

【資料第4号】

- (5) 令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

【資料第5号】

- (6) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について

【資料第6号】

- (7) 指定地域密着型サービス事業所等の指定状況について

【資料第7号】

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、井上 博和、今井 瑠璃、
萩野 礼子、新井 悟、後藤 紀行、宮長 定男、木村 始、片岡 哲子、

諸留 和夫、大橋 久、青山 智、小倉 保志、細谷 富男、片井 健友、
太田 道之、岩波 康人

<事務局>

木内地域包括ケア推進担当課長、佐々木介護保険課長、瀬尾高齢者福祉課長、
木村福祉政策課長、田口健康推進課長、中谷センター長、岩井センター長

<傍聴者>

0人

1 開会

<木内地域包括ケア推進担当課長より、出欠状況報告、配布資料の確認>

2 議事

平岡委員長：それでは、令和6年度第4回文京区地域包括ケア推進委員会を開催いたします。

初めは、議題1「令和7年度高齢者あんしん相談センター運営方針について」です。

<木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第1号の説明>

平岡委員長：それでは、今のご説明について、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いします。

片井委員：令和7年度の運営方針等は判りました。これはあくまで方針であり、今後の結果が一番大事だと思います。去年、受付件数等の実績を本会議で教えて頂き、その際も発言致しましたが、対前年からの改善内容、指標等の変化、そういうところが報告として一番大事だと思います。

令和7年度の運営方針策定にあたり、参考にしたであろう昨年実績で良かった点、悪かった点、指導の有無等の総括はいつ報告いただけるでしょうか。

木内地域包括ケア推進担当課長：ありがとうございます。

年度ごとに順次ご報告していくことになるんですけれども、令和6年度はまだ終わっておりませんので、3月いっぱいまでの事業実績は、令和7年度第1回の地域包括ケア推進委員会で実績の報告と、それから、それぞれのあんしん相談センターで評価したもの、それを踏まえて文京区で評価したものを皆さんにご報告させていただいて、また改善があれば、そこでいただければと思います。（※令和7年度第1回委員会は5月7日の開催となり、各センターにおける実績集計作業等が間に合わないことから、実績報告は第2回で行う。）

片井委員：ありがとうございました。

平岡委員長：それでは、ほかにご質問、ご意見があればお願いいたします。

後藤委員：後藤です。ケアマネジャー実務者の立場としてなんですけれども、新しい重層的支援体制整備事業のところの「つながる相談窓口」、多分ほかの自治体を先行してやられていると思うので、ここについてどんなイメージなのか等々をケアマネジャーも知りたいので、適宜、研修じゃないですけれども、アナウンスをしていただくような機会とかをつくっていただけるとありがたいというふうに思います。

木内地域包括ケア推進担当課長：おっしゃるとおり、重層的支援体制整備事業はワンタッチではなく、みんなでスクラムを組んでというところで、事業を実施しながら、周知と研修を重ねていく必要があるかなと考えております。

高齢者あんしん相談センターの職員は今、鋭意、研修を受けているところで、どういうシートをどう使っていこうかというところをシミュレーションしているところです。

ご提案いただいたとおり、高齢者あんしん相談センターであったり、あとは介護サービス事業者連絡会のプラスアルファの研修の部分であったり、どこかのタイミングで皆様に周知し、一緒に学んでいただくような機会を用意していきたいと考えております。

岩波委員：教えていただきたいんですけれども、私みたいな地域は、新宿区との境で、高齢者あんしん相談センターの数が他の特別区と比べて非常に少な

い。新宿区のほうは区民35万人の中での10か所、文京区の場合は25万人の中で4か所、分室というのはあるかもしれないですけど、あまり近くになくて、うちの町会へ相談というのがすごく多い。高齢者あんしん相談センターよりも、はっきり言って、皆さん、一緒に行った自治会のほうで、いわゆる老人ホーム紹介センターみたいなところの資料はこういったところも多いものですから。なかなかハードの面で難しいと思いますけれども、今後増やしていくかどうかというふうなことも、将来的展望でもいいですけども、教えていただければ幸いです。

木内地域包括ケア推進担当課長：今おっしゃられたとおり、文京区は24万人で、分室も入れると8か所ということになります。それで少ないかどうかというところは、国のガイドライン上は高齢者人口に対して3職種を何組置きましょうというガイドラインがありますけれども、それで見えていきますと、各圏域における文京区のアんしん相談センターの人員は十分足りていて、箇所数も適当かなというふうに思っておりますが、将来的なことを見据えてという点では、これから高齢者人口は増えていきますので、人数を増やしていくのか、場所を検討していくのか、それは考えていく必要があるかなと思っております。

平岡委員長：そのほか、いかがでしょうか。

今井委員：小石川歯科医師会から来ております、歯科医師の今井でございます。

文京白山の郷の閉鎖に伴って、高齢者あんしん相談センター富坂がなくなっていました。それに伴い、新しい場所に引っ越しますけれども、この間も患者さんに聞かれてしまったのが、引っ越し先はどこという方が何人かおられて。そこら辺は区としてどのようなアナウンスを区民の方にして、新しいところはどこですと周知していらっしゃるかを伺いたいんです。

というのは、新しく引っ越し先を私は存じ上げているんですが、1階ならまだしも、エレベーターで上がらなきゃいけないというようなところから、ちょっと高齢の方で分かりづらい人に対して、そこら辺のサポートというか、どのようなことをやっていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

木内地域包括ケア推進担当課長：本日の議題の中にも、高齢者あんしん相談センターの移転を再度改めて報告をさせていただくんですけども、これまで、

12月の地域包括ケア推進委員会でのご報告、区議会へのご報告、それから関係の民生・児童委員さんですとか話し合い員さんですとか、高齢者の方と関わりの深い関係者の方も含めて、移転しますということで場所のご案内をしております。

区民の方に広くというところでは、2月の区報に周知を載せていますのと、あとはホームページ等も使って周知をしております。ただ、おっしゃるとおり、まちの掲示板とかで、近くで見る機会があるかというところ、その部分はまだ周知が必要かなと思いますので、ご意見を参考に、再周知はしていきたいと思います。

もう一点、移転先が6階になるというところのご心配なんですけれども、こちらにつきましては高齢者あんしん相談センター本富士がかねやすビル7階にございますが、7階に移るときもやはり同じように、上になってしまうことで利用者が減るのでは、気づきにくいかなという心配をしたんですけれども、意外とエレベーターで上れるというところで、それほどご利用者数は減らずに利用していただいているようなので、迷わないような周知だけは区のほうでしっかりしていきたいと思います。

今井委員：ありがとうございました。

平岡委員長：高齢者あんしん相談センターがこれだけ定着してくると、身近なところで利用しやすいことが重要で、区民の方の声が高まってきているということなのかなと思います。

議題2「文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。

＜木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第2号の説明＞

平岡委員長：資料第2号の2ページ以降に条例の改正案、新旧対照表が載せてありまして、そのポイントを今ご説明いただいたということだと思います。

本委員会に、これについて承認するかどうかという審議を行う権限が与えられているということですので、大変この委員会としては重要な問題かと思えます。なかなか分かりにくい点もあるかもしれませんので、ご遠慮なく、疑問点

があればご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

片井委員：地域包括支援センターは基本的に、昔は直営で今は委託という認識でよろしいですか。

今回、別法人間で社会福祉士を融通し、合算して良い。ただ、受ける側の法人さんとしては、別法人さんが応援に入るということなので、その記録は区がチェックして、適正に取り組む等の規定は作られるのでしょうか。

木内地域包括ケア推進担当課長：資料第2号（2）の複数センターの区域内の高齢者人口に応じた職員配置の場合のことだと思うのですが、まさに今4圏域の法人さんが全部別々なので、守秘義務というか、個人情報取り扱いをどうするかとか、幾つかクリアしなきゃいけない課題があるかと思います。今回、法律の改正によって条例についても改正しておりますが、今おっしゃっていただいたような懸念点をこれから出して、整備をしていく必要があるかなと思っています。

ただ、資料第2号（1）の常勤換算法の職員配置について、現状、区の包括は人員が足りている状況ではあるんですけども、例えば介護をしながらベテランの方が続けたいとか、子育てして、ちょっと週5は無理だけど、週3で働きたいとかいう方が今後出てくるかと思うので、（1）のほうは、もしかしたら早めに同意及び注意規程をつくりながら、どうしていったらいいかなというのは、皆さんにご意見を頂戴することになるかなと思っています。

片井委員：ありがとうございます。

飯塚副委員長：私の勉強不足かもしれませんが、保健師その他これに準ずる者の、準ずるという方がどんな方を指すのかということが一つと。

あと人数で、職員の数が二人になったりということがあるんですけども、文京区の区域的にはどのぐらいの人数で今推移していらっしゃるのか。

木内地域包括ケア推進担当課長：保健師に準ずる者というのは看護師の資格を持って、高齢者のサービス等の経験がある看護職も想定しております。

人数についてなんですけれども、現在、4圏域を合わせまして50名程度、職員はいるんですけども、先ほどのガイドラインですね、高齢者の人口割でガイドラインにのっとって何人必要かという数につきましては、今の人口ですと26名となっておりますので、26名必要なところ50名おりますので、すぐに逼迫

した状況にはならないと思うんですけども、やはりケアマネさんがなかなか不足しがちというところでは、この条例改正に伴い、必要なときに対応できるような準備は必要かなと思っております。

平岡委員長：最初の点は、準ずる者というのは条例ですからね、規定されていることで、区独自に判断しているわけではなくて、その点についての今のご説明でした。

最初のご質問は、かなり専門的なことに関わることなんですけれども、（２）のほうは、別の法人が運営するセンターであっても、それを、この場合は、一方のセンターと、二つのセンターを合わせて、この人数を満たしていればいいということで、別の方がそれぞれのセンターで仕事をしていただいても差し支えないという理解ですか。

木内地域包括ケア推進担当課長：数上は合算して捉えてよいということなので、先ほどの、法人が違っていろいろ考えなくちゃいけないのは別に問題としてあるけれども、合算として数が整っていればということになります。

平岡委員長：ということですね。仮に同じ法人が二つのセンターを運営していて、ある方が、一方のセンターは２日、もう一方のセンターは３日という形で働くだけではなくて、別の法人が運営しているセンターについて、２日プラス３日で合計して５日分になるということであれば常勤一人というふうに数えられる、カウントされるということですね。

それから、現状では（１）が適用されることはあまり想定されないというお話だったと思うんですが、（１）と（２）を併せて適用されることもあり得るということでしょうか。数からいって、そういうことができるかどうか分かりませんが、どうでしょうか。

木内地域包括ケア推進担当課長：現状ですと、（２）のほうがなかなか、いろいろクリアしなくてはいけないものになるかなというふうに考えております。もしかしたら、将来的には（１）と（２）を併せ持つこともあるかもしれませんが、（２）のほうはすぐには実現が難しくて、（１）のほうについては、もしかしたら来年度の委員会の中でご意見をいただく機会が出てくるかなと思います。

平岡委員長：特にご意見がないようでしたら、質疑は以上としまして、これに

については承認という扱いにしたいと思います。

それでは、続きまして議題3「文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。

＜佐々木介護保険課長より、資料第3号の説明＞

平岡委員長：厚生労働省令の改正に伴って、条例の中の文言を、それに対応して変更するという、形式的な改正だと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題4「高齢者あんしん相談センター富坂の一時移転及び運営法人の変更について」です。

＜木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第4号の説明＞

平岡委員長：それでは、ご質問、ご意見があれば。どうぞ。

後藤委員：介護事業者、ケアマネジャーの立場からご質問とご提案を。

ケアマネジャー事業所の運営に必要な、各介護保険事業所は管理者を設定しなければならない。その場合、ケアマネジャーの場合、主任ケアマネジャーが必須と実はなっていて、その資格は5年ごとの更新なのですが、その中で年4回の地域包括支援センター主催の研修に参加していて、その証明を出す必要があるんですね。その証明は提供主体の、高齢者あんしん相談センターのセンター長さんが書面にて、あなたは確かに去年研修を受けましたというような感じで。高齢者あんしん相談センター富坂はずっとケアマネジャー勉強会をコロナ禍の間もオンラインでずっとやってくれていて、僕たちはそれですごく助かっていて、そちらを資格要件として東京都で主任ケアマネジャーの更新を受けたケアマネジャーが多くいると思うんですね。

今後の事業、運営方針の変更がどうなるのか。こちらを管理しているCMA T東京都ケアマネジャー連絡協議会のほうに確認したところ、前年度以前の研修の参加の証明は前法人の社会福祉法人福音会（以下、福音会という。）のほうでということだった。ただ、実際、福音会のどこが窓口になっているのかも、

正直、私は分からない。混乱が予想されるので、せっかく高齢者あんしん相談センター富坂がずっと頑張って提供してくれて、また参加したケアマネジャーもいますので、少なくとも去年1年の参加実績が分かるものを、例えば、介護保険課相談係がまとめたりして、調べてそこで引き受けていただいて、そこで公認を取れるような形になると非常にありがたいと思ひまして、こちらを提案させていただければと思ひます。

佐々木介護保険課長：こちらのお話も含めまして、特に事務的なところは確認させていただきます。多分ご存じのところかもしれないですけど、東京都のほうも、ケアマネジャーの資格の更新や、負担については軽減できるような対策、ご案内の話もありますので、その辺も含めまして、今回の個別の事案も確認させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

後藤委員：よろしくお願いします。

平岡委員長：今回の一時移転で運営法人が変更になるということで、高齢者あんしん相談センターは、最初の議題にあるように地域包括ケアシステムの中で大変重要な役割を果たしているところですので、どういう形で新しい法人がセンターを運営していくのかということについて、いろいろ関心のある方も多いと思ひますけれども。

差し支えない範囲で、この法人を選定した理由といいですか、それから、この法人の相談センター運営についての更新ということで確認できている考え方ということで、確認できていることがあれば教えていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

木内地域包括ケア推進担当課長：福音会から社会福祉法人芙蓉会（以下、「芙蓉会」という。）に法人が代わるわけですけども、法人の選考をするときには、高齢者あんしん相談センター単体ではなく、特別養護老人ホームの運営と高齢者あんしん相談センターの運営、どちらもできる受入先ということで選定を行っております。

こちらの運営方針等も示しつつ、あとは文京区で行っている事業等のご説明も紹介しながら、事業者の方々には、ほかの自治体で行っている実績のご紹介等も含めて手を挙げていただいた中から、芙蓉会に後継法人として受託していただくというようなことになっております。

平岡委員長：特別養護老人ホームの運営を行う法人としては、選定委員会を設けて選考されたと思うんですが、そのときに、高齢者あんしん相談センターの運営方針なども含めて検討されたということのようです。

それでは、この議題について、ほかの人はよろしゅうございますか。

では、次の議題に移りたいと思います。議題5「令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第5号の説明＞

平岡委員長：これは承認事項ですので、これでよろしければ承認とさせていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは承認されたということで、次の議題に移りたいと思います。

議題6「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第6号の説明＞

平岡委員長：先ほどの議題は新規の登録について、こちらは登録の更新についてという案件です。ご質問、ご意見がございましたら。

それでは、これについては承認という扱いにしたいと思います。

続いて、議題7「指定地域密着型サービス事業所等の指定状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜佐々木介護保険課長より、資料第7号の説明＞

平岡委員長：それでは、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

諸留委員：文京区町会連合会の諸留です。

教えてほしいんですけど、先ほど高齢者あんしん相談センター富坂の引っ越しがありましたよね。それと関係あると思うんですけど、法人の事業撤退の本

当の理由というのは、十分に利益が上がらないからとか、本当は分かっているんですか。言えない事情があるのか、でも我々としてはやっぱり本当の理由を知っていないと。駄目だったら駄目でいいんですけど。

佐々木介護保険課長：特に理由を伏せないといけないというところはないんですが、今回、福音会に関しましては、もともと本部が町田市にある中で文京区の拠点について、どういうふうにやっていくかということをご検討されて、その中で、文京区の拠点としては事業を終了するという経営上のご判断をされたということになります。

ほかの法人も含めまして、それぞれの介護事業所においても、しっかりサービスを継続するために、既存のサービスや既存の施設をどうしていくかはそれぞれ考えられると思いますので、その上での判断ということになります。その中に、今は経営が難しいというところで、部門によっては赤字が出るなどの中でどういうところで利益を出していくかとか、検討をされた中で、区とすると当然長く、同じ事業者に続けていただきたいというのがありますが、経営の細かい中身までは区としてはなかなかお伺いできないですが、事業者のいろいろな判断の中で今回の結果になったと捉えております。

諸留委員：それとね、簡単に、これで撤退しますなんて言われちゃうと、直にやっているわけじゃなくて事業者に委託してやっているわけじゃないですか。こういう会議にも出てもらっていますけれど。無限にそういう事業者があるわけじゃないし、そうすると、選ぶのだって、やっぱり厳しいんじゃないですか、設置基準やそういう条件なんかね。そういうのを考えると大変だなと思うんですね。

昔、文京くすのきの郷はまだ区の直営だったんですね。それで、何か問題で、連座制で全部駄目だと言われて、それで慌てて、直営をやめて、委託制にしたんでしょうね。業者の数だっていっぱいあるでしょうけれど、零細の会社のほうが多いじゃないですか。大きくて経営基盤のしっかりしたところばかりじゃないからね。やっぱり選ぶのも結構大変だなというのが。これは私の感想ですけどね、感じます。

以上です。

佐々木介護保険課長：そうですね、まず区とすると、利用者さんがいらっしや

いますので、介護サービスが安定的に質の高い状態で提供されるところを目指して、事業者の皆様とお話をしながら進めていくというのが大事なかなと思います。事業者の大きさは大中小あり、それぞれ事情が異なるかなと思いますので、それを互いに補うということになるかなと思います。

介護サービス事業所について、文京区は、国の方針がもともとあったのもありまして、民間の活力というところも含めて、民営でさせていただいています。旧区立の施設については、土地建物について無償で貸付けを行いながら、その中で民営の力で運営していただいているという形式を取っています。

高齢者あんしん相談センターについては区の事業になりますので、委託という形を取りながら安定的な運営をお願いしてやっていますので、それぞれの中でしっかり状況を捉えながら、しっかり運営できるようにこれからも進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

片井委員：契約の約款上、業者側からの撤退申請は何か月前となっていますか？

佐々木介護保険課長：今回の旧区立の特別養護老人ホーム等々に関しましては、土地・建物の使用貸借の契約をしまして、区の方で5年という期間を定めて、経営の状況を見ながら契約を更新していただくということでやっております。

もし事業を終了したいというか、その契約を終了したいという場合は、契約の満了のときは1年前までに申し出てくださいということで契約のほうに書いています。契約を途中で、5年にならないで3年とかという場合は1年半前までに申入れをしてくださいというところで、しっかり次の事業者に継続できるように、契約のほうは定めております。

片井委員：よく分かりました。ありがとうございます。

平岡委員長：それでは、議題7「指定地域密着型サービス事業所等の指定状況について」は以上ということにさせていただきます。

3 その他

平岡委員長：その他ですが、本日の議題は以上ということになりますが、何か

ご発言はございますか。

片井委員：資料第6号議案の書類ですが、

令和7年度の名簿は、32件は継続で、資料第5号の4件は追加という形になっていますが、追加の事業所である「ホームケア横浜」と、「ケアステーションふくしあ文京」が継続の一覧表にも入っています。30件が継続で、追加が4件ですか。

木内地域包括ケア推進担当課長：ありがとうございます。

ご指摘のとおり、30件がもともとの数で、31件目のホームケア横浜と、32件目のケアステーションふくしあ文京が追加で、さらに本日加えていただいた2件がございます。31件目のホームケア横浜と、32件目のケアステーションふくしあ文京については資料に間に合うタイミングで申請いただいていたということで載っておりますが、分かりにくいので、表のほうは修正させていただきます。ありがとうございます。

平岡委員長：気づいていなくて申し訳ありません。資料第6号について、今、口頭で訂正というご説明がありましたので、31件目のホームケア横浜と、32件目のケアステーションふくしあ文京は取りあえずカットするという扱いでよろしいでしょうか。

では、事務局からご発言がありますので、お願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長：本日は幾つかお伝えしたいことがあります。

1点目は、本日ご報告しましたとおり、令和7年4月より、高齢者あんしん相談センター富坂の運営法人が福音会から芙蓉会へ変更になるということで、本日は福音会より現センター長の岩井様、それから芙蓉会から新センター長の早川様にお越しいただいておりますので、一言ずつ、ご挨拶いただければと思います。

岩井センター長：高齢者あんしん相談センター富坂のセンター長の岩井と申します。

私どもの所属しております福音会がこのたび撤退することになりまして、皆様にはいろいろとご心配をおかけして申し訳なく思います。

私たちの福音会ですけれども、平成7年に文京向丘高齢者在宅サービスセンターを任せていただきましてから、文京本郷高齢者在宅サービスセンター、文

京白山の郷というふうにやってまいりまして、平成18年に地域包括支援センターというのが世の中に出たときから、富坂地区を任せていただきました。20年近く、こうしてやってこられたのも本当に地域の皆様や関係機関の皆様の支援のおかげだと思って、本当に感謝しております。

20年の間に本当に地域も変わりまして、また先ほどから話も出ていましたように、介護業界の力というの、ちょっと今落ちてきているかなというところがありますので、こういった会議の中でますます文京区のほうが盛り上がっていけるように、また引き続きお願いしたいなというふうに思います。

今高齢者あんしん相談センターには14名の福音会の職員がおりますけれども、そのうち6名が芙蓉会のほうに移りまして、引き続き業務を行いますので、また芙蓉会への支援のほうもどうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

早川氏：芙蓉会の早川と申します。

このたび、4月1日より高齢者あんしん相談センター富坂のセンター長に就任させていただくことになりました。

今、私のほうは芙蓉会の中で、文京区内にあります文京昭和高齢者在宅サービスセンターと、あとその中にあります昭和介護保険サービスセンターという居宅介護支援事業所、あと文京湯島高齢者在宅サービスセンターという湯島小学校に隣接している事業所の3事業所を運営してきている法人になります。私も24年、文京区内で仕事をさせていただいております。

ただ、今回、2月に入ってから引継ぎを少しずつ行わせていただいております。この引継ぎの中ですごく感じたことは、福音会の職員の皆さんがすごく地域に根づいたサービスを展開されているなというのを感じております。皆さんが培ってきた、築き上げてきた信頼関係を、ぜひこのまま継続させていただきたいなと思っておりますので、まだまだ勉強不足ではございますが、皆様と一緒に力を合わせて文京区内で業務に邁進していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

佐々木介護保険課長：介護保険課のほうから、一つご報告がございます。4月以降の体制についてです。

介護保険のほうは、先ほどからもお話がありましたけども、高齢者の増加に伴って、課題が多く、事業者との関わりというところもすごく大事ということで、この間いろいろと検討してまいりました。

その中で、我々の体制の強化ということで、介護保険課長に加えて、担当課長の設置をいたします。名称は事業者支援担当課長ということで、つまり事業者を支援するというところで名称づけました。多分、特別区でもそんなない名称です。施設担当課長ですとか、そういうところの課長は23区内でも何人かいますけれども、事業者支援ということを銘打っているのは多分、文京区だけではないかなと思っております。

当然、区内の介護サービスの充実というところで、計画でも示しているとおりに、区有地、公有地を活用しながら施設整備というところを順次並行して行っていますので、そういったところを補いながら、ふだんの事業者の状況ですとか、我々には介護保険法という運営指導とか、そういうところがあるんですけども、そこに至る前のところですね、指導ということではなくて、何が必要で、適切な運営とか経営というのはどういうことかを一緒に考えていけるようにしたいという思いも含めまして、担当課長を設置しましたので、今後は担当課長と併せて、いろいろと皆さんと相談しながらやっていければと思ってございます。

4月以降、正式にご挨拶はさせていただきます。

あわせて、地域包括ケア推進委員会是要綱で設置されていまして、その中で幹事というのは管理職、介護保険課長ですとか地域包括ケア推進担当課長とかが示されているんですが、そこに事業者支援担当課長も加えさせていただきたいと思いますので、福祉部長が必要なことを定めるということに要綱上なっていますので、4月1日から一緒に加えさせていただくというところで、皆様にご報告いたします。

よろしくお願いいたします。

<木内地域包括ケア推進担当課長より当日配布資料の説明>

木内地域包括ケア推進担当課長：令和7年度の第1回の委員会は、早めの5月

上旬頃に開催を予定しております。日程につきましては改めてご案内させていただきたいと思いますので、次回もご参加のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

4 閉会